

特別表彰候補者の推薦に関する FAQ

事務局（表彰担当）

ご推薦を検討いただく際にしばしばご質問いただく点について FAQ を作成しました。
お読みいただいた上でご推薦をいただければ幸いです。

Q1 特別表彰の候補者は、過去に表彰（表彰制度改定前の協会表彰や功労表彰を含む）された方でも、推薦基準に該当しているのであれば、推薦しても問題ないか？

A1 2013年10月19日の改定前には、特別表彰の基準に【過去に本会の「功労表彰」を受けていないこと】という一文がありましたが、改定に伴って削除しています。

そのため、過去に表彰されている方でも、特別表彰候補者の推薦基準に該当していれば、候補者として推薦していただいても問題ありません。

Q2 推薦基準にある「教育・後進の育成」には臨床実習指導者（スーパーバイザー）も該当するか？

A2 推薦要項「3. 表彰対象ならびに表彰基準」の（2）にあるとおり、作業療法士が一般に取り組む臨床実習指導は職責として当然行うべき業務に該当すると考えられます。下記の（2）について今一度ご確認ください。

（参考）都道府県士会「特別表彰」推薦要項

3.表彰対象ならびに表彰基準

（1）本会の正会員、賛助会員、本会職員、その他の関係者であって、本会もしくはわが国の作業療法の発展に特筆すべき事績をもって著しく寄与した者を対象とする。

（2）ここでいう特筆すべき事績とは、日常業務を超えて特別に銘記されるべき活動や業績であって、職責として当然行うべき業務（例えば臨床の作業療法士であれば日常の臨床業務、教員であれば作業療法学生の教育など）はその従事した年数にかかわらず対象にはならない。

Q3 特別表彰候補者推薦書の功績の項に「客観的な根拠資料等を添付」とあるが、この資料とは具体的にはどのようなものか？

A3 多くの実績を持つとされる作業療法士であっても、その業績について量的・質的に検討できる具体的な資料がありませんと、表彰審査会は印象のみで審査をせざるを得なくなります。具体的なフォーマットを指定するものではありませんが、履歴に伴う客観的かつ詳細な活動内容を記した資料があることは審査会において客観性を担保し、業績に説得力をもたせることとなります。

例を挙げれば、詳細な活動状況（執筆論文や講演実績の一覧、教材の開発状況、WFOT や他の職能団体との協業など）がわかる資料、新聞や出版物の掲載記事の写し、特許許可状況、OT の、またはその学際領域を含む特筆すべき活躍であることがわかる業績等、地方自治における議員活動や国際的指導者、厚生労働省や文部科学省における初の任官（技官や官僚）等、特別な職責を一定期間作業療法士として担った活動の内容がわかる資料などが挙げられました。（ただしこのような資料があれば必ず受賞となるわけではなく、より明快に審査ができることになるとお考えいただければと存じます。）

諸々記しましたが、基準に照らして十分かどうかのわかる、具体的な推薦書類を作成いただくことで、候補者の公正な審査ができますよう、士会ご担当者様のご協力をお願い申し上げます。

最後にせっかくご推薦をいただきながら審査会で採択できない例として、下記を参考にさせていただければ幸いです。

受賞基準に満たないと判断される例：

- 1 本来業務を長くやった以上のことが確認できない
例：〇〇大学の教員を長く務め、多くの後進育成を…
例：△△〇〇学会で中心的な役割を長年果たし…
- 2 士会・ブロック活動の業績と考えられ日本作業療法協会全体に関わるものであると確認できない（都道府県単位や地方ブロックの業績はその団体における表彰に委ねるべき）
例：〇〇県士会の会長を（〇〇部長を…）長年にわたり務め…
例：〇〇県の保健所等にて地域リハの講演を〇〇回行い…
例：〇〇ブロック OT 学会の大会長を〇回務め大きな役割を…
- 3 地域のパイオニアや特定領域の指導者であっても他に同様の活動をする協会員が複数（多数）存在すると考えられる（前項も含む）
例：（NPO を、社会福祉法人等）を設立し、障害児者・親の会支援に長年尽力…
例：（デイサービス、訪問看護ステーション等）を起業し地域障害者を支援…